

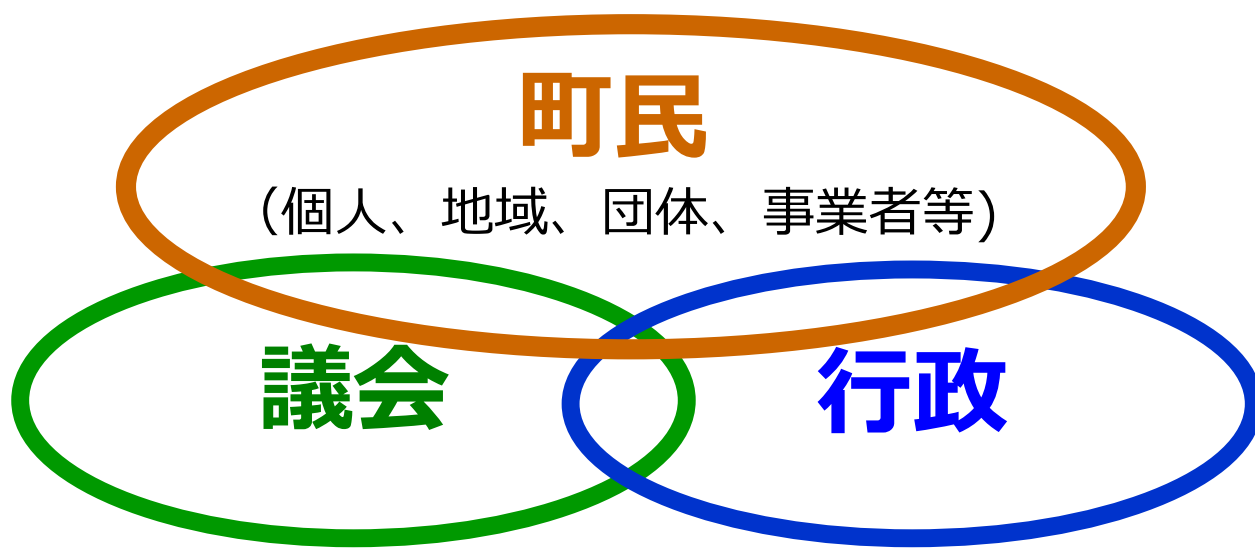
自治基本条例のイメージと 審議会の役割の確認

第4回広陵町自治基本条例審議会（2019年10月19日）

編集協力：特定非営利活動法人 N P O政策研究所

『広陵町自治基本条例』のめざすもの

3つの主体が連携・協働して、さまざまな課題を乗り越え**持続可能な広陵町**をつくっていく時に、**基盤となるルール**が必要。



それが、**『広陵町自治基本条例』**です。

自治のカタチ

地方自治

団体自治

自治体政府の活動（議会、行政）

住民自治

住民の団体自治の直接統制

選挙、被選挙、リコール、条例改廃請求など

「**ナナメ**」の住民自治（めったにない）

地域自治（住民の自己管理、地域経営）

地域の自主的運営、地域自治活動（自治会、区等）

「**ヨコ**」の住民自治（地域共同社会）

町民自治活動（市民公益活動）

特定の地域課題の解決に取り組む活動（NPO等）

「**タテ**」の住民自治（テーマ、課題解決型）

憲法第92条（地方自治の基本原則）
地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、
地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

地方自治法第2条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を**自主的かつ総合的**に実施する役割を広く担うものとする。

憲法も地方自治法も難しいし、読みたくない……



そんなあなたに

自治基本条例とは

広陵町の自治をわかりやすくする条例

(憲法、地方自治法を翻訳する条例)

とも言える



町民、議会、行政が連携・協働して、
みんなでまちをつくっていくときの基本ルール

例

まちづくりの理念・基本原則

町民の権利・責務、まちづくりへの参画

住民自治、参画と協働のあり方

議会・首長（行政）の役割と責務

行政運営の原則と手法

自治基本条例の性格



① 自治体を運営するためのルールの一覧

- 憲法、地方自治法等のエッセンス
- 自治体らしい政策を体系化

② 町民がまちづくりを進めるときの基本ルール

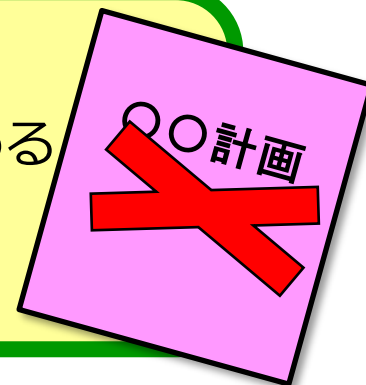
- 町民の権利・責務、情報の共有、参加・参画および協働の原則
- 住民自治の位置づけ、市民公益活動（NPO）の促進

③ 行政運営の基本ルール

- 効率的・効果的・計画的な行財政運営
- 開かれた議会、政策力を高めた議会

④ 基本ルールであり、計画ではない

- まちづくりを進めていくときの手続き、仕組みを定める
- 具体的施策、事業はそれぞれの計画に委ねる
- 自治体施策の根拠（協働、総合計画、情報公開など）



一般的な自治基本条例の構成

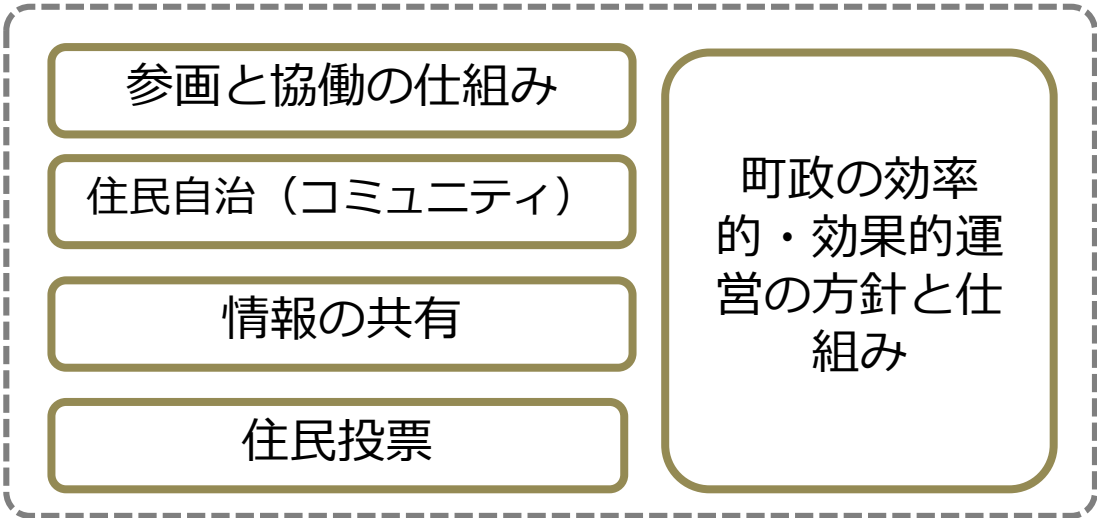
これらを条例に
落とし込みます

まちづくりの基本となる**基本理念**
(価値、考え方、方針)

理念を実現していくための取り組み、
行動にあたっての**基本原則**

自治・まちづくりを担う主体の権利・
役割・責務 (住民、議会、行政)

条例の最高規範性
条例・政策 (計画) の体系化
業務にあたっての配慮
整合性



条例の改正
進捗管理

山下淳『自治基本条例から自治の政策をリバースする』(NPO政策研究所刊) P4より

自治基本条例で何が変わるのか（期待）

町民は…

町政に参画するさまざまな権利や方法が示され、**まちづくりの主体**としての意識が生まれる。
住民自治活動の意義が明確に。

行政は…

コスト意識、情報公開、説明責任が確立し、**透明で、効率的・効果的な町政運営**が期待。
参画と協働、住民自治が施策の基本に。

議会は…

民意を反映した**開かれた議会運営**。
議会における充実した審議。
議員の政策形成力が向上。

既に「広陵町議会基本条例」があります。

当審議会の役割と成果

審議会における審議

広陵町自治基本条例素案の審議・作成

同条例解説書（逐条解説）の作成

町民意見の聴取及び対応

町民参加のワークショップ

パブリックコメント、地域別集会

条例の普及・啓発

条例周知、理解の促進のための活動